

アナログ規制の見直しについて

☞ 本区の例規で定める「アナログ規制」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に基づき国が実施した「アナログ規制の見直し」に準じた見直しを行うことにより、例規上いつでもデジタル技術が活用できる環境を整備する。

1 概要

- 「アナログ規制」とは、人の目による検査、現地での調査、書面での掲示など、アナログ的な手法を前提とするルール（規制）のことであり、こうした「アナログ規制」は、デジタル技術の活用等を阻害する一因となっている。
- 国は、令和4年6月にアナログ規制の見直しを開始し、令和6年12月時点で約97%の法令について見直しを完了している。また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律において、地方公共団体に対し、国に準じた施策を講ずるよう努力義務を課しているところである。
- 上記の状況を踏まえ、本区のアナログ規制についても国に準じた見直しを行い、例規上いつでもデジタル技術を活用できる環境を整備することで、区民等の利便性、生産性の向上等を図るものである。

2 見直し対象とする規制

- 見直しの必要性等を踏まえ検討した結果、本区のアナログ規制のうち、以下の規制を見直しの対象とする。

規制類型		規制内容
目視規制		施設や設備について、人が現地に赴き、実態等を目視で検査・調査すること等を求める規制
書面掲示規制		書面等を特定の場所に掲示することを求める規制
F D規制		申請や届出の際に、フロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用を求める規制

3 改正を要する条例及び見直し内容

別紙のとおり

4 施行予定日

公布の日

【プレス発表】なし

【議会対応】

次回開会の企画総務委員会、福祉保健委員会及び環境建設委員会報告
令和8年第二回区議会定例会上程

N o	改正対象例規名	条例番号	所管課	見直し 規制区分	見直し内容
1	中央区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	平成17年3月中 央区条例第2号	総務部 職員課	書面揭示 規制	現在、人事行政の運営の状況等については、「①区役所及び特別出張所前の掲示場に掲示する方法」・「②広報紙に掲載する方法」・「③インターネットを利用して閲覧に供する方法」の全てを実施し公表しているところ、①から③までのうち適当と認める公表方法を選択できるよう見直しを行う。
2	中央区職員の退職手当に関する条例	昭和31年12月 中央区条例第25 号	総務部 職員課	書面揭示 規制	退職手当の支給制限処分等を受けるべき者の所在が不明で、通知が送達できないときに行う公示送達は、掲示場への掲示だけでなく、インターネットにも掲載すること等を明確にするための見直しを行う。
3	中央区財政状況の公表に関する条例	昭和39年3月中 央区条例第6号	企画部 財政課	書面揭示 規制	現在、財政状況については、「区役所及び特別出張所前の掲示場に掲示する方法」により公表しているところ、「ホームページ等により閲覧させる方法」も選択できるよう見直しを行う。
4	中央区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例	平成30年6月中 央区条例第31号	福祉保健部 介護保険課	F D 規制	現在、サービス提供前に事業者から利用申込者又はその家族に対して交付する重要事項については、「磁気ディスク、C D - R O M その他これらに準ずる物」の交付をもって書面の交付に代えることができる旨を定めているところ、他の記録媒体の活用を妨げないよう、特定の記録媒体を指定しない「電磁的記録媒体」という表現に変更する見直しを行う。
5	中央区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例	平成27年3月中 央区条例第14号	福祉保健部 介護保険課	F D 規制	No 4 と同じ
6	中央区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	平成25年3月中 央区条例第17号	福祉保健部 介護保険課	F D 規制	No 4 と同じ

No	改正対象例規名	条例番号	所管課	見直し 規制区分	見直し内容
7	中央区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例	平成25年3月中央区条例第18号	福祉保健部 介護保険課	F D 規制	No 4 と同じ
8	中央区プールに関する条例	昭和50年3月中央区条例第14号	福祉保健部 生活衛生課	目視規制	プールの構造設備等の検査等について、「オンライン会議システム等のデジタル技術」を活用できるよう見直しを行う。
9	中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例	平成11年11月中央区条例第26号	環境土木部 中央清掃事務所	目視規制	廃棄物の減量及び処理に関する検査（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項に規定する検査を除く。）について、「オンライン会議システム等のデジタル技術」を活用できるよう見直しを行う。
10	中央区監査委員条例	昭和39年3月中央区条例第1号	監査事務局	書面掲示 規制	現在、監査又は検査に関する公表については、「区役所及び特別出張所前の掲示場に掲示する方法」により実施しているところ、「ホームページ等により閲覧させる方法」も選択できるよう見直しを行う。